

他人の行動が原因となるケガや病気です。
お互いに過失がある場合や、加害者が親
族や不明である場合も該当します。



他人のペットに噛まれた



暴力・けんか

※こんなときはマイナ保険証等は
使用できません

労災保険の対象となります。

通勤中・
勤務中の事故



ご注意ください！

- 届け出る前に示談が成立していたり相手側から治療費を受け取っていたりすると、健康保険を使用できなくなることがあります。示談の前に加入している保険者の担当窓口へご相談ください。
- 加害者の氏名や連絡先、勤め先等を確認し、交通事故の場合は必ず警察にも通報しましょう。
- 医療機関を受診する際には、第三者行為によることを窓口で伝えてください。
- すみやかな届出が難しい場合は、保険者の担当窓口へ電話・FAX 等にてご報告ください。

ケガ・病気の原因の 問い合わせにご協力ください

適正な医療費の給付を行うために、ケガや病気の原因について被保険者の方へ問い合わせを行う場合がありますので、ご協力をお願いします。



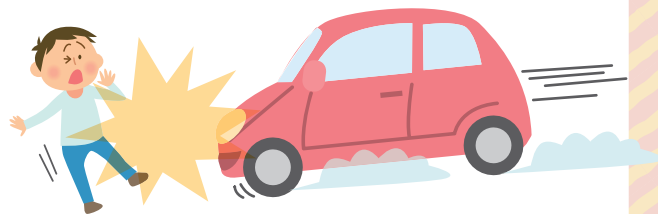
交通事故など 第三者行為によるケガ・病気は 必ず届出を！



交通事故など第三者行為によるケガや病気でも、医療機関を受診する場合でも、マイナ保険証等を使用して受診することができます。ただし、マイナ保険証等を使用した場合、**届出の義務**がありますので、すみやかに加入している保険者の担当窓口へ届け出てください。

佐賀県後期高齢者医療広域連合

第三者行為による ケガや病気とは

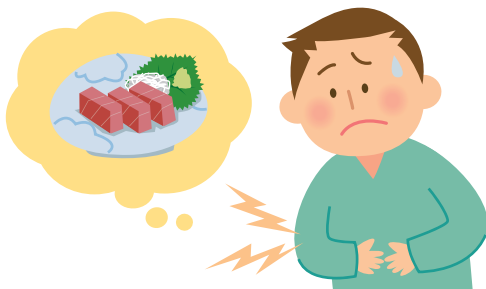


交通事故



スポーツ中の事故

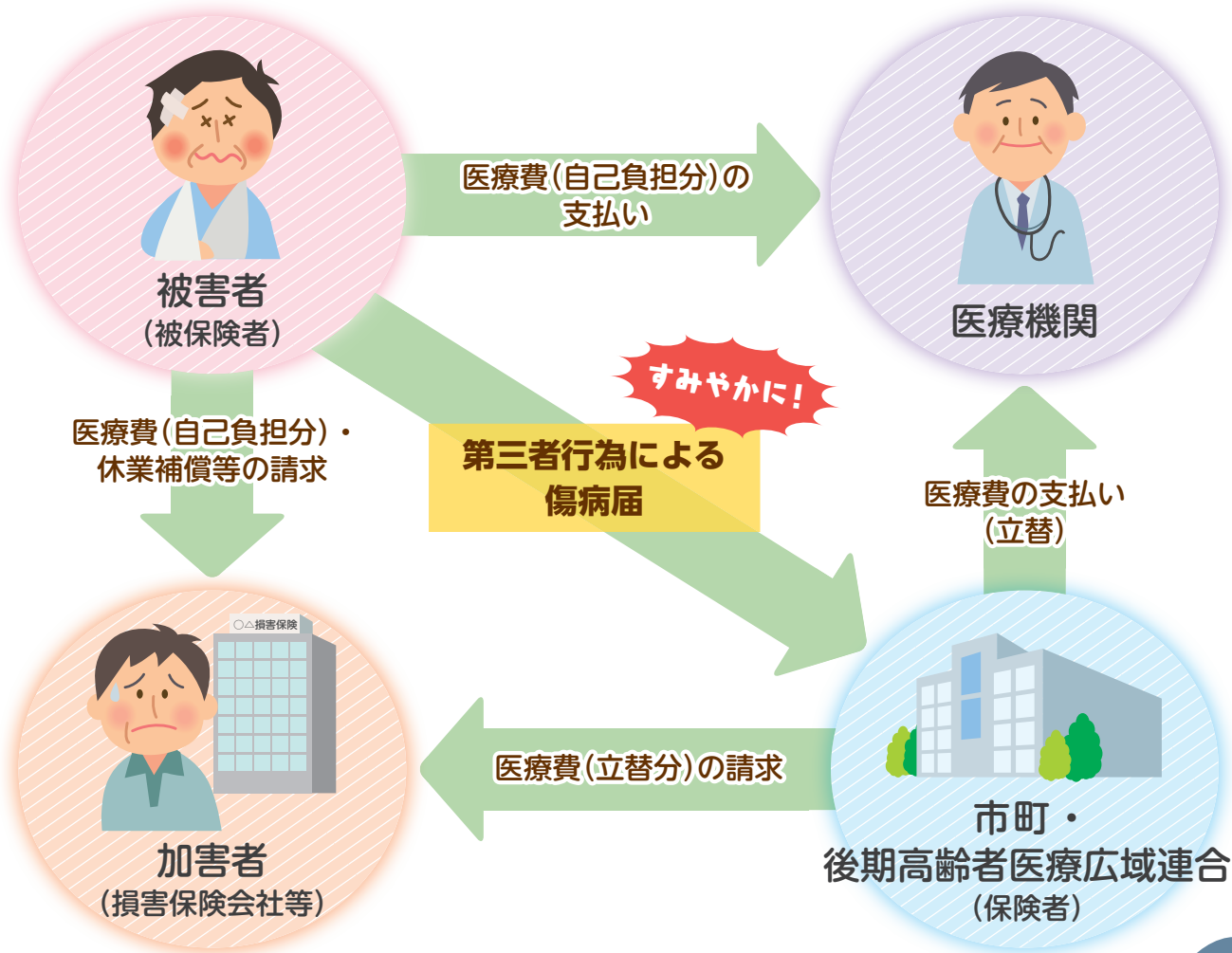
※試合、練習中の事故は除く



飲食店等での食中毒

マイナ保険証等を使用する場合の流れ

第三者行為によるケガや病気についての医療費は本来であれば加害者が負担するべきものですが、マイナ保険証等を使用することにより医療費の一部を保険者が立て替えることになります。保険者が負担した分については後日、保険者から加害者に請求することになります。



届出には「第三者行為による傷病届」のほかに、マイナ保険証等や交通事故証明書などの書類が必要になります。詳しくは、加入している保険者（お住まいの市町、後期高齢者医療広域連合）の担当窓口へお問い合わせください。

交通事故証明書の発行には警察への届出が必要です。

